

①訪問型サービスA（緩和した基準によるサービス）について

・基準・内容・単価など、一部緩和したものを提供するサービス。

・訪問型サービスA（緩和した基準によるサービス）案

	訪問型サービスA	(参考) 介護予防訪問介護
サービス内容	生活援助（掃除、洗濯等）のみ 1回45分以内	身体介護、生活援助 ※時間の定めはない
対象者	要支援者・事業対象者 (基本チェックリスト該当者)	要支援者
実施方法	事業者指定	事業者指定
基準	人員等を緩和した基準 (サービス提供責任者の基準の緩和等)	—
サービス提供者	雇用労働者（資格は問わない）	訪問介護員（有資格者）
単価（週1回程度）	現行の基本報酬10%程度減 (訪問Ⅱ、訪問Ⅲも同様)	訪問Ⅰ 13,315円

②通所型サービスA（緩和した基準によるサービス）について

・基準・内容・単価など、一部緩和したものを提供するサービス。

・通所型サービスA（緩和した基準によるサービス）案

	通所型サービスA	(参考) 介護予防通所介護
サービス内容	送迎・(食事) プログラム活動の提供 1回2～5時間程度	送迎・入浴・食事・プログラム活動の提供 ※時間の定めはない
対象者	要支援者・事業対象者 (基本チェックリスト該当者)	要支援者
実施方法	事業者指定	事業者指定
基準	人員等を緩和した基準 (介護職員の配置数基準の緩和等)	—
サービス提供者	雇用労働者（資格は問わない）	雇用労働者（現状ほとんど有資格者）
単価（週1回程度）	現行の基本報酬10%程度減 (通所Ⅱも同様)	通所Ⅰ 17,952円

<単価設定についての考え方>

- ・基準緩和型サービスであるため、専門職の配置等による加算・減算は行わない
- ・報酬加算を極力少なくすることで、費用請求事務の簡略化をはかる

新総合事業移行に向けた今後の主なスケジュール（28年3月から総合事業を開始すると仮定した場合）

平成 27 年度	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月
地域包括支援センター・居宅介護支援事業所への介護予防ケアマネジメント説明会	説明会	随 時 開 催				
サービス提供事業者説明会	説明会 及び意見聴取	意向 調査	説明会（指定基準、サービス内容、サービスコード）			
事業者指定申請等				申請受付		
区民周知				→		
新総合事業移行						平成 28 年 3 月 新総合事業移行